

# アストリースポーツクラブ 規約

## 第1章 総則

第1条（名称） このクラブは「アストリースポーツクラブ」と称する。（以下当クラブ）

第2条（事務局・活動場所）

当クラブの事務局・主な練習場を下記に置く。

事務局：〒409-1315 甲州市勝沼町等々力2386-11      Tel0553-44-5324

練習場：日川高校体育館 山梨市一丁田中1062

（体操場・ウエイトリフティング場）

## 第2章 目的及び事業

第3条（目的） 当クラブは、規律・礼儀を重んじ、明朗快活で健全な心身の発達を促すと共に、スポーツに対する理解と関心を深め、体力、技術の向上とスポーツの普及・選手育成を目的とする。

第4条（活動） 目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 子供たちの健全育成
- ② 一貫指導による選手の育成
- ③ 成年選手の活動の推進

第5条（事業） 目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各種スポーツ教室
- ② 各種イベント（演技発表会等）
- ③ 地域学校体育授業サポート事業
- ④ その他クラブの目的達成のために必要な事業

## 第3章 運営委員会

第6条（種別及び定数）

運営委員会には次の員数の役員を置く。

・理事 3名以上20名以内      監事 2名以上

理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

第7条（選任） 理事及び監事は、理事会において選任する。

第8条（職務） 理事長は当クラブを代表し、その業務を統括する。副理事長は理事長を補佐する。

監事は当クラブの会務を監査する。

第9条（任期） 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会 員 その他

第10条（入会） 入会を希望する者は、規約・利用規則に賛同し、所定の書類を提出し、当クラブの承認を得た上で、入会金・年会費及び会費を払い込まなければならない。（無料の種目もある）また、未成年者の場合には保護者の同意が必要であり、この場合、保護者は本人と連帯して責任を負うことに同意してもらう。

※ 再入会の場合、入会金・年会費等の免除がある。

第11条（施設） 会員はクラブの定める利用規則に従い、施設を利用することができる。

第12条（責任） 当クラブの会員は、施設の利用が自己の責任と危険負担に基づいて行われることを明確に承認しなければならない。また、施設利用中の事故について、クラブは一切の責任を負わない。ただし、クラブ側に重過失がある場合は、この限りではない。

第13条（損害の賠償）

会員の責任が原因となり、当クラブ及び利用中の施設、または第三者に損害を与えたときは、速やかにその賠償を果たさなければならない。

第14条（資格の喪失） 当クラブの会員は、下記に至ったときに会員資格を失う。

- ① 本会則または利用規則に違反したとき。
- ② 会費が3ヶ月以上納入されないとき。（有料の種目）
- ③ 会員が種々の事情により出席が不可能になり、届出を完了したとき。
- ④ 次のいずれかにより、除名されたとき。

☆当クラブまたは会員総体の名誉を傷つけ、著しく秩序を乱したとき。

☆その他、当クラブが会員として不適格とみなしたとき。

第15条（休校） 当クラブは、次の理由により休校にすることができる。

- ① 異常気象、災害、事変によるとき。
- ② 施設が使用できないとき（学校・公共団体主催の行事等）
- ③ 地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に協力するとき（競技会等）
- ④ クラブが企画し、実施する諸活動を行うとき。
- ⑤ クラブが定めた日。

第16条（補償） 施設利用中の事故が、当クラブの過失によると認められる場合、当クラブで加入する団体保険の範囲内での補償となる。

第17条（退会） 会員が種々の事情により出席が不可能となった場合、退会希望月の前月末日（休校日の場合には前日）までに所定の届出書を提出しなければならない。

※ 期日を過ぎた場合は翌々月の退会となります。その場合、会費の返金はできない。

第 18 条（休会） 都合で一ヶ月以上練習を全休する場合は、届出により会費に代えて在籍料 1,000 円のみを支払う。

※ 届出が無い場合や、休会希望月に 1 度でも練習している場合にはこの対象とならない。

## 第 5 章 規 約

### 第 19 条（規約の制定）

当クラブは、施設を管理し会員の安全を図る目的により、この会則の他に利用規則を定めることができる。会員がこの規則に従わないために発生した事故・盗難等については、クラブ側は損害賠償の責任を一切負わないものとする。

### 第 20 条（規約の改正）

この規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。ただし、当分の間は理事会の決議によって改正することができる。

## 付 則

この会則は平成 20 年 4 月 1 日より施行いたします。

## アストリー体操クラブ 利用規則

施設利用に当たっては、安全に楽しく練習できるよう以下の規則を守り、ご協力いただきますようお願いいたします。（お子様の場合、保護者からもよくご指導ください）

※ 著しく反するときは、クラブ及び生徒の人権と安全の確保のため、クラブ会則第8条に基づき、除名もしくは場内からの退場の処分をとりますのでご承知おきください。

### ○ 施設利用にあたり

- ・施設を利用する際には、施設側に支障が無いように利用しなければなりません。
- ・当クラブの指導員不在時に練習を行う、または、器具に触る等しないでください。
- ・体操場内は他の練習生も大勢います。場内を走り回ったり、大声で騒いだりしないでください。
- ・会員以外の体操場内への入場はご遠慮ください。

### ○ 練習にあたり

- ・指示があるまで、ギャラリーで静かに待機してください。
- ・規則に従い、先生の言うことをよく聞き守ってください。
- ・練習生同士仲良く協力してください。
- ・練習後は汗をよく拭き、手洗い・うがい等をよくして清潔にしてください。
- ・帰る際には持ち物を点検し、忘れ物の無いようにしてください。
- ・練習時の服装は、指定のユニフォームとします。

男子・・・Tシャツ・短パン

女子・・・Tシャツ・スパッツ・レオタード

※Gパンやブラウス等の伸縮性の無いものでは、練習できませんのでご注意ください

- ・ユニフォーム、その他の持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・貴重品や練習に必要な無いもの（遊び道具等）は、持ってこないようにしてください。やむを得ず持ってくる場合は、先生に預けてください。

### ○ 練習の振替・繰越について

- ・当クラブでは、練習日を固定していません。同月内に規定の回数を消化してください。なお、理由を問わず当該月以外の練習日の振替や繰越はできませんのでご注意ください。

### ○ コース変更について

- ・コースの変更は月単位で可能です。変更希望月の前月末日（休校日の場合は前日）までに届出をしてください。

## ○ 入会金・年会費について

- ・会員は、入会金（入会時のみ）及び年会費（年度毎）を払い込まなければなりません。納入方法は次の通りです。

入会金 申し込み時に現金でお支払いいただきます。

年会費 初年度は申し込み時に現金で、次年度より銀行口座自動振替とします。

- ・入会金及び年会費は次の通りです。

入会金 1家族につき 3,000円

年会費 1名につき 小・中学生：2,000円

高校生以上：3,000円

※初年度のみ入会時期によって異なります。

## ○ 会費の納入について

- ・会費は、ご指定の口座より自動的にお支払いいただく「銀行口座自動振替」とさせていただきます。振替日は、毎月15日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。

- ・入会月の会費は、申し込み時に現金でお支払いいただきます。

- ・銀行口座自動振替は入会の翌月より開始します。所定の用紙に記入し、ご提出ください。当クラブ指定の金融機関は次の通りです。

山梨中央銀行 本・支店

- ・領収書の発行はしませんので、ご確認は通帳をお願いいたします。

## ○ その他

- ・日ごろの練習の成果を発表する場として、また、地域の人たちとの交流の場として、クラブ発表会や季節の催し等を計画します。詳しくはお知らせ（会報）をご覧ください。